

獣医師免許をお持ちの皆様へ

**平成26年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。**

- ◎ **獣医師には、獣医師法第22条に基づく
2年ごとの届出が義務付けられています。**
- ◎ **平成26年は届出が必要です。**
- ◎ **届出様式に必要事項を記入の上、
平成27年1月1日から1月31日までに、
お住まいの都道府県に提出してください。**

※届出様式や記載方法は農林水産省HP

(下記URL)に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

獣医師 届出

検索



- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握するために利用されています。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。詳細は、農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

**農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班**



届出に関する注意事項

- ・提出期限は平成27年1月31日までです。
- ・勤務地(勤務されていない方は居住地)を所管する家畜保健衛生所又は新潟市動物愛護センターに届出てください。
(獣医師会には提出しないでください！)
- ・届出書は郵送又は持参してください。
(メールやFAXの受付はしていません)
- ・提出用紙は3枚複写になっています。
(1～2枚目を提出してください。3枚目は届出者保存用です)
- ・様式は新潟県HP又は農林水産省HPでもダウンロードできます。
新潟県HP (<http://www.pref.niigata.lg.jp/chikusan/1350597671214.html>)
農林水産省HP (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>)

○届出先一覧

勤務地(勤務されてない方は居住地)	届出先	住所 TEL / FAX
新潟市	新潟市動物愛護センター	〒950-0933 新潟市中央区清五郎343-2 025-288-0017 / 025-288-0018
三条市、燕市、加茂市、五泉市 見附市、田上町、弥彦村	中央家畜保健衛生所	〒959-0423 新潟市西蒲区旗屋686 0256-88-3141 / 0256-88-3185
佐渡市	中央家畜保健衛生所 佐渡支所	〒952-1209 佐渡市千種264 0259-63-2676 / 0259-63-4781
新発田市、阿賀野市、胎内市 聖籠町、村上市、関川村、阿賀町 粟島浦村	下越家畜保健衛生所	〒957-0015 新発田市東新町1丁目7-6 0254-22-3067 / 0254-24-4022
長岡市、小千谷市、柏崎市 魚沼市、南魚沼市、十日町市 津南町、湯沢町、出雲崎町、刈羽村	中越家畜保健衛生所	〒949-7413 魚沼市堀之内2914-2 025-794-2121 / 025-794-5400
上越市、妙高市、糸魚川市	上越家畜保健衛生所	〒943-8551 上越市本城町5-6 025-526-9441 / 025-522-1724

不明な点がございましたら、届出先又は農林水産部畜産課家畜衛生係まで御連絡ください。 TEL:025-280-5308 / FAX:025-280-5010